

件名	特定都市河川浸水被害対策法施行条例の一部を改正する条例
主管課	土木部河川港湾局河川課
根拠法令等	
<p>【改正の概要】</p> <p>1 改正理由</p> <p>二級河川中川水系中川及び猿子川の特定都市河川浸水被害対策法（平成 15 年法律第 77 号）に規定する特定都市河川への指定に伴って発生する知事の権限に属する事務の一部を両河川の流域が存する今治市及び西条市が処理することとするため、この条例の一部を改正しようとするものである。</p> <p>2 改正内容</p> <p>市が処理する事務を規定する第 6 条について、地方自治法第 252 条の 17 の 2 第 1 項の規定に基づき事務を処理する市に、今治市及び西条市を追加する。</p>	
施行日	令和 7 年 10 月 1 日
<p>【その他参考事項】</p>	